

まちづくり初動期活動サポート助成金交付要綱

平成14年11月1日制定

令和7年4月1日最終改正

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人大阪府都市整備推進センターまちづくり活動支援制度要綱第3条第1項第1号に定めるまちづくり初動期活動サポート助成について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域住民等 助成を受けようとする団体がまちづくり活動を行う地域において、居住する者、通勤している者、事業を営む者及び土地建物等を所有する者（都市計画法第21条の2第1項に規定する土地所有者等）をいう。
- (2) 支出証拠書類 決算書又は清算書・領収書・その他理事長が必要と認める書類等をいう。

(助成部門)

第3条 この要綱による助成は、次の各号とする。

- (1) はじめの一步助成部門
- (2) 初動期活動助成部門

(助成の対象となる活動団体)

第4条 前条の助成を受けることができる団体（以下「助成対象団体」という）は、それぞれの助成部門ごとに次の各号の要件に該当する団体とする。

- (1) はじめの一步助成部門

次の全てに該当する地域団体であること。

ア 自主的なまちづくり活動を始めているが、活動方針や内容がまだ検討段階にあること

イ 地域住民等10名以上で構成されていること（大阪府及びその周辺を含めた各まちづくり活動をつなぐ広域連携型のまちづくり活動も同様とする。）

但し、一定の効果が発揮できるなど、まちづくり活動の内容により、事業を営む者が複数で行う活動については、その限りではない。

ウ 主として地域住民の意識啓発等を行おうとしていること

エ 政治、宗教、営利を目的とした活動を行うものでないこと

オ 地域のまちづくりに貢献する活動を行うものであること

カ 当該まちづくり活動等に要する経費の一部に、会費等独自の財源が充当されていること

キ 地元市町村における「まちづくり活動支援制度」等の助成対象とならないこと

- (2) 初動期活動助成部門

次の全てに該当する地域団体であること。

ア 規約、会則等を定め自主的で継続的なまちづくり活動を行っていること

イ 地域住民等10名以上で構成されていること（大阪府及びその周辺を含めた各まちづくり活

動をつなぐ広域連携型のまちづくり活動も同様とする。)

但し、一定の効果が発揮できるなど、まちづくり活動の内容により、事業を営む者が複数で行う活動については、その限りではない。

ウ 地域住民の合意形成を目指したまちづくり構想等を策定しようとしていること

エ 政治、宗教、営利を目的とした活動を行うものでないこと

オ 地域のまちづくりに貢献する活動を行うものであること

カ 当該まちづくり活動等に要する経費の一部に、会費等独自の財源が充当されていること

キ 地元市町村における「まちづくり活動支援制度」等の助成対象とならないこと

(助成の内容)

第5条 この要綱による助成は、助成対象団体のまちづくりにかかる初動期活動等に要する経費の一部で、それぞれの助成部門ごとに、次の各号に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）を対象とする。ただし、会議の開催に要する経費のうち懇親会等に類する経費、一品2万円以上の備品購入費及び団体の維持のための経費（人件費、団体事務所の家賃、光熱費等）等は対象外とする。

(1) はじめの一步助成部門

視察、講習会、勉強会等の主に地域住民の意識啓発等に必要な以下の経費を対象とする。

ア 会議資料の作成に要する経費

イ 専門家等の派遣に要する経費

ウ その他センターとの協議により認められた経費

(2) 初動期活動助成部門

まちづくり構想等の作成に必要な以下の経費を対象とする。

ア 会議資料の作成に要する経費

イ 専門家等の派遣に要する経費

ウ 調査活動等に要する経費

エ その他センターとの協議により認められた経費

2 助成回数及び助成金額は、次に掲げる基準により、予算の範囲内で決定する。

(1) はじめの一步助成部門

ア 助成回数は、1活動団体当たり2回までとする

イ 助成金額は、1回の助成につき1活動団体当たり10万円を限度とする

(2) 初動期活動助成部門

ア 助成回数は、1活動団体当たり3回までとする

イ 助成金額は、1回の助成につき1活動団体当たり50万円を限度とし、3回の助成金額の合計は150万円を限度とする

3 地震等の天災や感染症の影響等やむをえない事情により、年度当初の助成申請書に記載された活動計画に対して、同一年度内に過半数以上の活動ができなかったと認められるものについては、第2項に規定する助成回数を超えた場合であっても助成を受けることができるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする助成対象団体は、まちづくり初動期活動サポート助成申請書（第1号様

式)に、次の各号に掲げる書類を添付してセンターの理事長（以下「理事長」という。）に対し助成の申請をしなければならない。

なお、助成の申請については各回ごとに申請しなければならない。

- (1) 規約、会則等。ただし、はじめの一步助成部門において規約、会則等をまだ定めていない団体については、この限りでない。
- (2) 助成対象団体の構成員名簿
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(活動内容の調査及び市町村への意見照会)

第7条 理事長は、前条による申請があったときは、その内容を調査の上、活動地域の所管市町村に対し当該地域における当該市町村のまちづくりに関する政策と申請活動との整合等について照会するものとする。

(審査委員会)

第8条 申請内容を審査するため、まちづくりサポート助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営その他必要な事項については、別に定める。

(助成の決定)

第9条 理事長は、第7条による申請内容の調査に基づくセンターの意見及び市町村からの回答を付して、審査委員会に申請内容についての審査を求めなければならない。

2 理事長は、審査委員会の審査に基づき、助成を行うことと決定したときは、まちづくり初動期活動サポート助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成を行わないことと決定したときは、まちづくり初動期活動サポート助成金不交付通知書（第3号様式）により、申請団体にその旨を通知するものとする。

3 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(助成金の交付)

第10条 センターは、前条による交付決定通知を受けた団体（以下「助成交付団体」という。）からのまちづくり初動期活動サポート助成金請求書（第4号様式）による請求に基づき、助成金を交付する。

(活動実績の報告等)

第11条 助成交付団体は、助成期間中にセンターから活動内容について報告を求められたときは、助成を受けた活動（以下「助成活動」という。）の進捗状況等について遅滞なく報告しなければならない。

2 助成交付団体は、センターが開催する報告会等において活動結果の発表を行うなど、センターのサポート助成に係る業務に協力するものとする。

3 助成交付団体は、会計規程第4条に定める会計年度の終了日(3月31日)の15日前までに助成対象経費にかかる支出証拠書類を提出し、助成活動に充てた助成金について検査を受けなければならない。

4 助成交付団体は、第9条第2項の交付決定通知書で定める提出期限までに、まちづくり初動期活動サポート助成実績報告書（第5号様式）に助成活動の実施報告及び活動資金報告等を記載し、活動成果等を添えて理事長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第12条 理事長は、前条第4項による報告を受けたときは、その活動の成果が助成金交付の決定内容に適合しているか、助成金が助成金交付の決定のとおり助成対象経費に充てられているかを審査し、適合していると認めるときは、速やかに交付する助成金額を確定し、まちづくり初動期活動サポート助成金確定通知書（第6号様式）により、助成交付団体にその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 理事長は、助成交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第2項の助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

- （1）助成申請書の内容が、虚偽であったとき
- （2）助成対象となっている活動を実施しなかったとき又は実施する見込みがないとき
- （3）この要綱の規定及び交付決定に付した条件に違反したとき
- （4）その他理事長が必要と認めるとき

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消した場合においては、まちづくり初動期活動サポート助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により、速やかにその旨を当該助成交付団体に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているとき、又は助成交付団体に交付すべき助成金額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときは、まちづくり初動期活動サポート助成金返還命令書（第8号様式）により、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（委 任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

- 附 則 この要綱は、平成14年11月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成19年7月2日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年5月30日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年10月9日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

応募部門名	はじめの一步助成部門 ・ 初動期活動助成部門
-------	------------------------

活動実施計画書

1. 助成対象団体の概要

団体名称			
代表者	氏名		
	住所		
	TEL		
	FAX		
連絡先 (注)	氏名		
	住所		
	TEL		
	FAX		
E-Mail			
構成員数		名 (うち、活動地域内 名)	
構成員名簿			
設立時期		年	
規約会則等の有無		有 ・ 無	
団体の設立目的・ 設立経緯			
主な活動地域		(市町村名)	(町丁目名)
団体の活動履歴		年度	
		年度	
		年度	
		年度	
		年度	
他団体等からの 助成の状況		[過年度] 無 ・ 有 (有の場合、下記の項目をご記入ください)	
		年度 :	
		助成団体名 :	
		助成金額 :	
		助成対象活動の内容 :	
		[今年度] 無 ・ 有 (有の場合、下記の項目をご記入ください)	
		年度 :	
		助成団体名 :	
		助成金額 :	
		助成対象活動の内容 :	

(注)連絡先は、センターからの連絡先が代表者と異なる場合、ご記入ください

※この申請に添付する構成員名簿については、センターの個人情報保護規定に基づいて取り扱います。

2. 助成対象活動の内容

活動の名称	
活動の目的・ 目的達成の手法等	
活動対象地域 の現状分析等	
今年度の活動内容	活動項目毎に活動内容を具体的にご記入ください (1) (2) (3)
助成交付申請額	円
活動 内容 の 特 徴	<p>《審査のポイント》 ◇活動が本制度の目的に合致しているか ①魅力的なまちづくりに寄与していると言えるか ②地域住民の発意、住民主体と判断できるか ③日常的な維持管理活動と考えられないか ④意識啓発だけになる恐れはないか ⑤毎年同じ様な活動になっていないか ⑥初動期の活動か（事業実施段階ではないか）：初動期活動助成部門のみ</p>
	上記の審査のポイントを参考にしてこの活動の目的・必要性を具体的にご記入ください
	<p>《審査のポイント》 ◇地域のまちづくりに対する効果が高いか ①助成事業を行うことにより、今後より広く地域住民の活動参加を期待できるか ②行政等と連携した活動であるか ③地域住民の合意形成を目指したまちづくり構想の策定が期待できるか：初動期活動助成部門のみ ◇活動の内容を地域住民に対して伝えられているか、あるいは伝えることが期待できるか ：初動期活動助成部門のみ</p>
	上記の審査のポイントを参考にしてこの活動の目的・必要性を具体的にご記入ください

活動内容の特徴

活動の具体性・実現性	<p>《審査のポイント》</p> <p>○活動内容が具体的になっているか</p> <p>○無理な活動計画となっていないか</p>
今年度の活動スケジュール（活動内容を具体的にご記入ください）	
時期	活動内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
活動の継続性・将来性	<p>《審査のポイント》</p> <p>◇活動が継続的で、また実績が上がっているか”</p> <p>①まちづくりの目標に向けた継続的な活動となっているか（必要な経費が用意されているか）</p> <p>②地域住民の合意形成を得るための活動実績など事業活動のステップアップが見られるか</p> <p>：初動期活動助成部門のみ</p>
上記の審査のポイントを参考にしてこの活動の目的・必要性を具体的にご記入ください	
来年度以降の活動予定（活動内容を具体的にご記入ください）	
年度	活動内容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
その他	その他アピールできる内容があればご記入ください

活動資金計画書

1. 助成対象活動に要する経費（支出）

活動項目	内訳	予算額（円）
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
合計（A）		0 (0)

※「まちづくり初動期活動サポート助成金」を充当する費用を金額欄の下段に
（ ）内数でご記入ください

2. 助成対象活動に充当する財源（収入）

項目	内訳	予算額（円）
合計（B）	(A)=(B)	0

第4号様式

年 月 日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

理事長 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者

年度 まちづくり初動期活動サポート助成金請求書

年 月 日付け大都整第 号で交付決定を受けたまちづくり初動期活動サポート助成金について、まちづくり初動期活動サポート助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 助成活動の名称

2. 請求額 金 円

3. 助成金の受入口座名

ふりがな
(金融機関名)

(口座番号)

ふりがな
(口座名義)

第5号様式

年 月 日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
理事長 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者

年度 まちづくり初動期活動サポート助成実績報告書

年 月 日付け大都整第 号で交付決定を受けたまちづくり活動の実績
について、まちづくり初動期活動サポート助成金交付要綱第11条第4項の規定に基づき
下記のとおり報告します。

記

1. 助成活動の名称

2. 活動地域 市・町・村 地区 (別紙 図面参照)

3. 活動期間 (実績)

年 月 日から 年 3月15日まで

4. 活動の概要 (実施報告)

(別紙 活動実施報告書のとおり)

5. 助成活動の成果品等

(別添のとおり)

6. 助成活動の資金(収支)報告

(別紙 活動資金 (収支) 報告書のとおり)

7. 助成金を充てた活動経費

(別紙活動資金 (収支) 報告書のとおり)

※この報告書はセンターのホームページ等で公開致します。

活動実施報告書

活 動 の 目 的	
活 動 の 概 要 (計 画 時)	
活 動 の 成 果 (達 成 状 況)	
活動実施に当たって発生した問題	
活 動 の 経 過	実 施 内 容
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
活 動 実 施 地 域 における今後の 展 望 と 課 題	
そ の 他 意 見	

(注)○活動内容の詳細が分かる資料（成果品、写真、配布資料等）を添付してください

活動資金（収支）報告書

1. 助成対象活動に要した経費（支出）

活動項目	内 訳	予算額①	変更額②	最終予算額 ①+②	確定額
				0 (0)	
				0 (0)	
				0 (0)	
				0 (0)	
				0 (0)	
				0 (0)	
				0 (0)	
				0 (0)	
				0 (0)	
				0 (0)	
合 計 (A)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※「まちづくり初動期活動サポート助成金」を充当した費用を金額欄の下段に
 () 内数でご記入ください

※領収書等の証拠書類（コピー可）を添付してください

2. 助成対象活動に充当した財源（収入）

項 目	内 訳	予算額①	変更額②	最終予算額 ①+②	確定額
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
合 計 (B)				0	
収支差額 (B-A)		0	0	0	0

第9号様式

年 月 日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
理事長 様

(申請者)
所在地
名 称
代表者

年度 まちづくり初動期活動サポート助成内容変更承認申請書

年 月 日付け大都整第 号で交付決定を受けたまちづくり初動期活動サポート助成金について、事業内容の変更承認を受けたいので、同交付決定通知書 7.ア)に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 助成活動の名称
2. 内容変更事項
3. 内容変更理由

応募部門名	はじめての一步助成部門 ・ 初動期活動助成部門
-------	-------------------------

活動実施変更計画書

※変更に係る部分のみご記入ください。

1. 助成対象団体の概要

団体名称		
代表者	氏名	
	住所	
	T E L	
	F A X	
	E - M a i l	
連絡先 (注)	氏名	
	住所	
	T E L	
	F A X	
	E - M a i l	
構成員数	名 (うち、活動地域内 名)	
構成員名簿		
設立時期	年	
規約会則等の有無	有 ・ 無	
団体の設立目的・ 設立経緯		
主な活動地域	(市町村名)	(町丁目名)
団体の活動履歴	年度	
	年度	
	年度	
	年度	
	年度	
他団体等からの 助成の状況	[過年度] 無 ・ 有 (有の場合、下記の項目をご記入ください) 年 度 : 助成団体名 : 助成金額 : 助成対象活動の内容 :	
	[今年度] 無 ・ 有 (有の場合、下記の項目をご記入ください) 年 度 : 助成団体名 : 助成金額 : 助成対象活動の内容 :	

(注)連絡先は、センターからの連絡先が代表者と異なる場合、ご記入ください

※この申請に添付する構成員名簿については、センターの個人情報保護規定に基づいて取り扱います。

2. 助成対象活動の内容

活動の名称		
活動の目的・目的達成の手法等		
活動対象地域の現状分析等		
今年度の活動内容		<p>活動項目毎に活動内容を具体的にご記入ください</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>
助成交付申請額		円
活動内容の特徴	活動の目的・必要性	<p>《審査のポイント》</p> <p>◇活動が本制度の目的に合致しているか</p> <p>①魅力的なまちづくりに寄与していると言えるか</p> <p>②地域住民の発意、住民主体と判断できるか</p> <p>③日常的な維持管理活動と考えられないか</p> <p>④意識啓発だけになる恐れはないか</p> <p>⑤毎年同じ様な活動になっていないか</p> <p>⑥初動期の活動か（事業実施段階ではないか）：初動期活動助成部門のみ</p>
	上記の審査のポイントを参考にしてこの活動の目的・必要性を具体的にご記入ください	
	活動の公益性	<p>《審査のポイント》</p> <p>◇地域のまちづくりに対する効果が高いか</p> <p>①助成事業を行うことにより、今後より広く地域住民の活動参加を期待できるか</p> <p>②行政等と連携した活動であるか</p> <p>③地域住民の合意形成を目指したまちづくり構想の策定が期待できるか：初動期活動助成部門のみ</p> <p>◇活動の内容を地域住民に対して伝えられているか、あるいは伝えることが期待できるか</p> <p>：初動期活動助成部門のみ</p>
	上記の審査のポイントを参考にしてこの活動の目的・必要性を具体的にご記入ください	

活動内容の特徴

活動の具体性・実現性	《審査のポイント》 <input type="checkbox"/> 活動内容が具体的になっているか <input type="checkbox"/> 無理な活動計画となっていないか
今年度の活動スケジュール（活動内容を具体的にご記入ください）	
時期	活動内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
活動の継続性・将来性	《審査のポイント》 ◇活動が継続的で、また実績が上がっているか” ①まちづくりの目標に向けた継続的な活動となっているか（必要な経費が用意されているか） ②地域住民の合意形成を得るための活動実績など事業活動のステップアップが見られるか ：初動期活動助成部門のみ
上記の審査のポイントを参考にしてこの活動の目的・必要性を具体的にご記入ください	
来年度以降の活動予定（活動内容を具体的にご記入ください）	
年度	活動内容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
その他	その他アピールできる内容があればご記入ください

活動資金変更計画書

※変更に係る部分を朱書き・マーカーで判るようにご記入ください

1. 助成対象活動に要する経費（支出）

活動項目	内 訳	予算額（円）
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
		0 (0)
合 計 (A)		0 (0)

※「まちづくり初動期活動サポート助成金」を充当する費用を金額欄の下段に
 () 内数でご記入ください

2. 助成対象活動に充当する財源（収入）

項目	内 訳	予算額（円）
合 計 (B)	(A) = (B)	0

様式-コンサル確認

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
理事長 様

所在地
名 称
代表者

コンサルタント業務委託の内容確認について

下記のとおりコンサルタント業務を委託するので、委託内容等について確認をお願いします。

記

- 1 業務名
- 2 委託先
- 3 委託金額
- 4 委託期間
- 5 添付書類（委託金額の内訳及び委託内容がわかるもの）
 - ・見積書（写し）
 - ※見積りは複数徴取してください。複数徴取しない場合はその理由書を添付してください。
 - ※一式計上でないもの。
 - ・仕様書等（見積書で委託内容がわかる場合は不要）

センター確認欄	
まちづくり支援課長	担当
/	/

様式-誓約書

誓 約 書

私

当社(団体名)

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

理事長 様

年 月 日

住所(又は所在地)

団体及び代表者名

印

担当者
氏 名
連絡先

※添付書類：名簿

(注)担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

名 簿

法人（個人）名：

所 在 地：

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別
	()	T S H 年 月 日	男・女
	()	T S H 年 月 日	男・女
	()	T S H 年 月 日	男・女
	()	T S H 年 月 日	男・女
	()	T S H 年 月 日	男・女
	()	T S H 年 月 日	男・女
	()	T S H 年 月 日	男・女
	()	T S H 年 月 日	男・女
	()	T S H 年 月 日	男・女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。
この書面は、助成金の番査に必要であり、記載されている個人情報については、必要な範囲において利用し又は警察等関係行政機関に対し提供します。